

第8章 (一社)日本環境測定分析協会について

日環協は、1974年に通商産業省（現経済産業省）及び環境庁（現環境省）の共管により認可を得て、環境計量証明事業者及び環境計量士等を会員とした環境測定分析における唯一の全国組織の法人で本年50周年を迎える。日環協は主務官庁との連携を図る一方、環境測定分析技術の向上を目的とした講習会・研修会、行政施策等に係わる情報提供、その他諸事業を行ない、我が国の環境保全に大きな役割を果たしてきた。今後益々重要となる環境問題に対処するため、協会の事業のあり方や方向性も含め、意見を求めた。

8.1 環境測定分析士制度

環境測定分析士制度は2006年に試験を開始し、合格者数は、環境測定分析士1級52名、環境測定分析士2級567名、環境測定分析士3級4,067名、環境騒音・振動測定士初級605名、環境騒音・振動測定士上級26名となっている（2024年3月31日現在）。

この制度は日環協独自の制度である。近年、環境分析においては微量域での分析値を求められており、精度管理の重要性が指摘されるようになってきている。

外部精度管理はISO/IEC 17025（試験所認定）の取得、また、技能試験の参加などで外部からの監査を受ける等により、精度の担保を確保することができる。しかしながら日本における事業許可はMLAPを除き条件認可制度であり、技術的な担保は環境計量士のみであるが、環境計量士の知識は別として、技能について担保できるものはなにもない。また、技能試験による分析測定結果が国際的にも重要な試験所評価になりつつあり、分析・測定における技能者（卓越した技術をもつ者）の必要性が重視されるようになってきた。環境測定分析士は、まさに技能を有する者としての資格認定制度である。

環境測定分析士制度への対応について集計した結果は表8.1-1のとおりであり、このうち「推奨する資格とはしない」とするその理由を表8.1-2に、「その他の意見」を表8.1-3に示す。

「推奨する資格とはしていない」「今後も推奨する資格にはしない」とする回答は全体の63.0%を占め、2018年の結果とほぼ同様であり、会員においても51.9%が回答し、この制度の必要性が依然として薄いと言わざるを得ない。また、「推奨する資格とはしない」とするその理由については、「必要性が感じられない」「環境計量士など国家資格を優先」「業務受注において寄与が無い、又は必要資格ではない」などの意見が多くみられ、分析士登録の維持に関する更新制度が過大であるなどの意見もあった。

今後、協会としては、この調査結果を踏まえ、環境測定分析士取得のメリット、認知度アップに向けたPR、本資格の地位向上などについて引き続き検討し、本資格の必要性が広く認知されるよう努めていきたい。

なお、大阪府や鳥取県では、入札の際に必要な業務責任者等の資格として、環境計量士（濃度）、技術士（環境部門等）と並行して環境測定分析士がとり挙げられており、今後、本資格の必要性がさらに高まっていくものと期待される。また、本資格試験においては、環境測定分析